○財務省令第八十八号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十八号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十四の二の見出し、同条第二項第三号及び第四号、第二十二条の十九の三の二の見出し並びに同条第三項第四号中「令和二年」を「令和三年」に改める。

附　則

この省令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月二十八日）から施行する。

○厚生労働省令第二百五号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百六条の四及び第百六条の五の規定に基づき、社会福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

社会福祉法施行規則の一部を改正する省令

社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（準用） **第三十四条**　（略） （重層的支援体制整備事業の実施） **第三十四条の二**　市町村は、法第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）を実施しようとする場合には、同項各号に掲げる法に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施するものとする。 （法第百六条の四第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜） **第三十四条の三**　法第百六条の四第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者に必要な支援とする。 （法第百六条の四第二項第二号に規定する社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるもの） **第三十四条の四**　法第百六条の四第二項第二号に規定する社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　法第四条第三項に規定する支援関係機関（以下「支援関係機関」という。）と民間団体との連携による支援体制の下、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の活動の機会の提供を行うこと、訪問による必要な情報の提供及び助言を行うこと、宿泊場所の供与、学習の援助、生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行うことその他社会参加のために必要な支援を行うこと 二　支援関係機関との連絡調整を行うこと （法第百六条の四第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助） **第三十四条の五**　法第百六条の四第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するために必要な援助とする。 （法第百六条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜） **第三十四条の六**　法第百六条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯を包括的かつ継続的に支援するために必要な支援とする。	（準用） **第三十四条**　（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）